

第6章 国内総生産（支出側）の推計

1. 民間最終消費支出

民間最終消費支出は、a. 家計最終消費支出にb. 対家計民間非営利団体最終消費支出を加えたものである。

なお、「民間最終消費支出」に一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に対し、現物による財貨又はサービスの形で提供される「現物社会移転」を加算したものが、「現実家計最終消費」となる（「現物社会移転」については、第8章「4. 現物所得の再配分勘定の推計」を参照）。

(1) 家計最終消費支出

家計最終消費支出は以下の項目から成る。

家計最終消費支出（＝①＋②－③）

- ① 国内家計最終消費支出
- ② 居住者家計の海外での直接購入
- ③ 非居住者家計の国内での直接購入（控除）

「家計最終消費支出」の大部分を占める「国内家計最終消費支出」の推計方法は以下の通りである。

また、②居住者家計の海外での直接購入、③非居住者家計の国内での直接購入については、『国際収支統計』に基づいて推計する。

a. 国内家計最終消費支出推計の基本体系

(a) 名目値の推計

i. 暦年計数の推計

国内家計最終消費支出暦年計数は、コモ法によって推計する産業分と、政府、対家計民間非営利団体の「商品・非商品販売」を合算して推計する。コモ法では、コモ8桁品目で推計し、各品目は88目的分類に集計することによって、マトリックスを作成する。同様に、政府、対家計民間非営利団体の「商品・非商品販売」についても88目的に分類し、これをコモ法によるマトリックスと合算することにより、88目的分類からなる国内ベースの最終消費支出マトリックス（コモ集計マトリックス）（暦年計数）を作成する。ただし、コモ法による暦年計数には、国内家計最終消費支出に含まれない「現物給付」分が含まれているため、その分を控除する。なお、国内家計最終消費支出の分類には、上記目的分類のほかに形態分類があるが、88目的コモ集計マトリッ

第6章 国内総生産（支出側）の推計

クス各要素は形態分類（4形態）のいずれか一つに対応するよう設計されている。

ii. 四半期計数の推計

四半期の国内家計最終消費支出は、コモ暦年計数を補助系列によって四半期分割した上で、四半期ごとの「商品・非商品販売」を加えることによって求める。補助系列は、並行推計項目、共通推計項目についてコモ法と同様の88目的分類マトリックスを推計することによって求める。

iii. 表章形式

88目的分類別及び4形態分類別に集計し、それをまとめた12目的分類、4形態分類で表章する（表6-1、縦：目的分類、横：形態分類）。

b. 四半期分割のための補助系列推計方法

推計手法解説書（四半期別GDP速報（QE）編）を参照のこと。

（2）対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利サービス生産者の生産額から同生産者の商品・非商品販売額を控除することによって推計する（第4章「2. 対家計民間非営利団体及び対家計民間非営利サービス生産者関連項目の推計」参照）。

2. 政府最終消費支出

（1）年度計数の推計

政府最終消費支出とは、政府サービス生産者の生産額（中間消費＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から他部門に販売した額（商品・非商品販売）を差し引いた一般政府の自己消費に、医療費、教科書購入費等の家計への移転支出（現物社会給付等）を加えたものである。

なお、一般政府の現実最終消費については後述する（第8章「4. 現物所得の再分配勘定の推計」参照）。

年度計数の推計に当たっては、中央政府、社会保障基金については決算書等、地方政府については『地方財政統計年報』等により中間消費、雇用者報酬等の各項目を積算する。（第4章「1. 一般政府及び政府サービス生産者関連項目の推計」参照）

表6-1 国内家計最終消費支出88目的分類の形態について

	1.耐久財	2.半耐久財	3.非耐久財	4.サービス
1. 食料・非アルコール				
1101 パン及び穀物				
1102 肉及び肉加工品				
1103 魚及び水産加工品				
1104 ミルク、チーズ及び卵				
1105 油脂				
1106 果物				
1107 野菜				
1108 砂糖、チョコレート及び菓子				
1109 その他の食料品				
1201 コーヒー、茶及びココア				
1202 その他の非アルコール飲料				
2. アルコール飲料・たばこ				
2100 アルコール飲料				
2200 たばこ				
3. 被服・履物				
3101 糸及び生地				
3102 衣服				
3103 その他の衣服及び衣装着飾品				
3104 クリーニング及び衣服の修理費				
3201 靴及びその他の履物				
3202 履物の修理費				
4. 住宅・電気・ガス・水道				
4100 住宅賃貸料				
4201 水道料				
4202 廃棄物処理				
4301 電気				
4302 ガス				
4303 液体燃料				
4304 固体燃料				
4305 熱エネルギー				
5. 家具・家庭用機器・家事サービス				
5101 家具及び装備品				
5102 絨毯及びその他の敷物				
5103 家具・装備品及び敷物類の修理費				
5200 家庭用繊維製品				
5301 家庭用器具				
5302 家庭用器具の修理費				
5400 ガラス器具類、食器類及び家庭用品				
5500 住宅及び庭用の工具備品				
5601 家庭用消耗品				
5602 家庭サービス及び家事サービス				
6. 保険・医療				
6101 薬品及びその他の医療製品				
6102 治療用機器				
6200 外来・病院サービス				
6300 入院サービス				
6400 介護サービス				
7. 交通				
7101 自動車				
7102 オートバイ				
7103 自転車及びその他の輸送機器				
7201 予備部品及び付属品				
7202 燃料及び潤滑油				
7203 個人輸送機器の保守及び修理費				
7204 その他のサービス				
7301 鉄道旅客輸送				
7302 道路旅客輸送				
7303 航空旅客輸送				
7304 外洋・沿海・内水面旅客輸送				
7305 その他の輸送サービス				
8. 通信				
8100 郵便				
8201 電話及び電報				
8202 その他の通信サービス				
9. 娯楽・レジャー・文化				
9101 ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器				
9102 写真・撮影用装置及び光学器械				
9103 情報処理装置				
9104 記録媒体				
9105 パソコン				
9106 視聴覚、写真及び情報処理装置の修理費				
9201 楽器				
9202 音楽機器の修理費				
9301 ゲーム及び玩具等				
9302 スポーツ用具等				
9303 庭、草木及びペット関連商品・サービス				
9401 レクリエーション及びスポーツサービス				
9402 文化サービス				
9403 キャンパル性ゲーム				
9501 書籍				
9502 新聞及び定期刊行物				
9503 その他の印刷物				
9504 文房具及び画材				
9600 パッケージ旅行				
10. 教育				
10100 教育				
11. 外食・宿泊				
11100 飲食サービス				
11200 宿泊施設サービス				
12. その他				
12101 美容院及び身体手入れ施設				
12102 個人ケア器具及び製品				
12201 宝石及び時計				
12202 その他の身の回り品				
12301 生命保険				
12302 非生命保険				
12400 金融サービス				
12500 その他のサービス				
12600 FISIM				

(2) 四半期計数の推計

一般政府に関連する計数は、決算書等から基本的には年度ベースで把握されるため、四半期計数が入手できないものについては、年度額を以下のとおり四半期分割する。

- ① 雇用者報酬は当該四半期別の給与総額で分割する。
- ② 中間消費はヒアリング結果によるパターン等で分割する。
- ③ 生産・輸入品に課される税は年度計数を四等分する。
- ④ 固定資本減耗は原則として年度計数を四等分する。
- ⑤ 現物社会給付等のうち社会保障給付（医療・介護分）及び戦傷病者等無賃乗車券負担金は、年度計数を四半期ごとの支出比率等により割り振る。
- ⑥ 現物社会給付等のうち教科書購入費は、年度計数を四等分する。

3. 総固定資本形成

(1) 推計の基本体系

総固定資本形成の暦年計数は、コモ法によって推計する。コモ法は各需要項目について品目別の暦年計数を推計するものであり、一般政府や企業といった主体別の内訳や四半期計数を明らかにするものではない。

したがって、コモ法によって推計した総固定資本形成（暦年計数）と整合性のとれた各主体別及び四半期別の総固定資本形成を推計するためには、別途各主体について四半期別の総固定資本形成を推計し、これによりコモ法によって推計した総固定資本形成を分割する必要がある。その分割は次のように行う。

a. 有形固定資産

まず国全体の住宅投資（暦年計数）を推計し、コモ法により推計した総固定資本形成の有形固定資産（暦年計数）からこれを差し引き、一国全体の住宅投資以外の有形固定資産（暦年計数）を求める。

次に公的企業の設備投資（暦年計数、有形分）と一般政府の総固定資本形成（暦年計数、有形分）を別途推計し、住宅以外の有形固定資産（暦年計数）からこれを差し引く。こうして求めたものが民間企業設備のうち有形固定資産（暦年計数）となる。

各主体別及び四半期別の計数の推計方法は、下記（2）需要項目別推計方法を参照。

b. 無形固定資産

無形固定資産は、生産者が1年を超えて生産に使用するソフトウェアのうち受託開発分（受注型ソフトウェア、パッケージ型ソフトウェア）及び自社開発ソフトウェア、鉱物探査、プラントエンジニアリングから構成される。

コモ法により一国全体の無形固定資産（暦年計数）とその内訳としてのコンピュータソフトウェア（暦年計数）を推計する。この無形固定資産合計からコンピュータソフトウェアを差し引いたものが、プラントエンジニアリングと鉱物探査の合計となる。これらそれぞれについて、『産業連関表』、決算書等により主体別に分割し、制度部門分割を行う。

具体的には、コモ法により求めた一国全体の無形固定資産（暦年計数）のうち、ソフトウェア相当分については、暦年値を『産業連関表』の固定資本マトリックスより求めた比率により、公的分と民間分に按分する。四半期計数は、受注型ソフトウェア及びパッケージ型ソフトウェアについては『特定サービス産業動態統計調査』（経済産業省）におけるソフトウェアの月次売上高を用いることで分割し、自社開発ソフトウェアについてはリスマン・サンデー法により分割する。鉱物探査相当分については、決算書より推計する。投資額はすべて公的分（一般政府）とし、四半期計数は年度値を四等分する。プラントエンジニアリング相当分については、コモ法による暦年値を、ソフトウェア相当分と同様、『産業連関表』の固定資本マトリックスにより求めた比率により、公的分と民間分に按分する。四半期計数は、有形固定資産の四半期分割比率により分割する。

（2）需要項目別推計方法

a. 住宅投資

公的住宅投資も含めた全住宅投資額について、『建築物着工統計』の着工建築物（構造別・用途別表）の工事費予定額から推計する。居住専用住宅（準住宅を含む）・居住産業併用建築物の工事費予定額を構造別・用途別平均工期により出来高に転換し、四半期別の進捗ベースの投資額を求める。こうして求められた居住専用住宅及び居住産業併用進捗額に、工事単価、工事面積、着工統計の漏れ等を補正するための修正倍率（国土交通省推計）を乗じ、修正済居住専用住宅進捗額については全額、修正済居住産業併用建築物進捗額についてはその7割を居住分として合計することにより、全住宅投資額を求める。

（a）民間住宅

民間住宅投資は、四半期別の全住宅投資額から、別途推計した四半期別の公的住宅投資額を差し引くことにより推計する。各主体別推計は以下のように行う。

i. 対家計民間非営利団体住宅投資

『民間非営利団体実態調査』から推計する。

ii. 法人住宅投資

『建築物着工統計』の着工建築物の工事費予定額のうち、建築主が「会社」であ

第6章 国内総生産（支出側）の推計

る居住専用住宅・居住産業併用建築物の工事費を進捗転換する。これに修正倍率を乗じて漏れ等を補正し、居住専用住宅進捗額の全額と居住産業併用建築物進捗額の7割を合計して四半期計数を求める。

なお、会社が建築主である分譲住宅については、家計（個人）が購入することから家計住宅に分類されるため、会社の進捗額から分譲住宅を控除した額が法人住宅投資となる。この分譲住宅については、『住宅着工統計』（国土交通省）における会社の分譲比率を用いて推計する。

さらに、法人住宅の非金融法人と金融機関への分割については、『昭和45年国富調査』（経済企画庁）における法人資産の金融・非金融比率を用いて推計する。

iii. 家計（個人）住宅投資

民間住宅投資額より、非金融法人住宅、金融機関住宅及び対家計民間非営利団体住宅を控除することにより四半期別に推計する。

(b) 公的住宅

中央政府の一般会計及び特別会計の「決算書」における公務員宿舍施設費、『地方財政統計年報』における普通建設事業費のうちの住宅費、都市再生機構及び地方住宅供給公社の賃貸住宅にかかる住宅建設費を集計し、これから用地費及び消費税額を控除して年度計数を求める。

つぎに、『建設総合統計年度報』（国土交通省）に掲載されている公共部門における居住用建築の出来高ベースの金額を用いて、年度計数を四半期に分割し、四半期計数を推計する。

b. 非住宅投資

(a) 民間企業設備

供給側推計、需要側推計の双方で並行して推計値を作成し集計値のレベルで統合する項目（並行推計項目）を主体とし、供給側統計を使用して推計したソフトウェアの総額（共通推計項目）の民間分按分値、対家計民間非営利団体分を加算して推計する。

なお、制度部門別設備投資額の推計は、民間企業設備の総額の四半期計数から、対家計民間非営利団体の設備投資額を控除したものを、後述する需要側推計による非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業）の計数によって分割し、消費税額を控除（第2章「5. 消費税の取扱い」参照）することにより推計する。

i. 並行推計項目

(i) 需要側推計値

確報では、需要側補助系列の四半期比率を用いて確報暦年値（コモ法により推計された総固定資本形成（暦年計数）から民間住宅、公的固定資本形成、対家計民間非営利団体の設備投資額を控除したもの）の四半期分割を行う。

需要側補助系列は、非金融法人企業及び金融機関については『四半期別法人企業統計』（財務省）（以下『季報』という。）、個人企業については『個人企業経済調査』（総務省）等から推計する。

※四半期別 GDP 速報（QE）の推計方法 II. 需要項目別名目値の推計方法 参照

ア. 民間非金融法人企業設備投資

『季報』の設備投資額（有形固定資産新設額）から推計する。その際、『季報』の年度ごとのサンプル替えに伴う断層や四半期ごとの回答企業の差の影響を軽減するため、資本金階層ごとに『季報』の有形固定資産額を用いて推計した調整比率を当該新設額に乗じる。

また、『季報』の対象外の資本金1千万円未満法人分については、『法人企業統計年報』における資本金1千万円未満法人投資額の資本金1千万円以上法人投資額に対する比率を、上記断層調整後の新設額に乗じる方法で推計し加算する。

イ. 金融機関設備投資

『季報』における金融保険業の設備投資額（有形固定資産新設額）より推計する。

ウ. 家計（個人企業）設備投資

（ア）農業

『農業経営統計調査』（農林水産省）における一農家当たり固定資産購入額の設備投資分の年度額をベンチマークとし、『建築物着工統計』における農林水産業の個人産業用工事費予定額を進捗転換した上で、農家戸数で除したものをを用いて延長推計する。これに農家戸数に乗じて設備投資額を求める。

（イ）製造業、卸・小売業、サービス業

建物以外の機械器具等分は、『個人企業経済調査』の一企業当たり設備投資額（車両、機械等）に事業所数を乗ずることにより推計する。事業所数は、『事業所・企業統計調査』（総務省）の結果の存在する時点（平成18年）までは、『事業所・企業統計調査』の個人企業の事業所数及び『労働力調査』（総務省）により求める。これ以降は『労働力調査』の自営業主数の前期比で延長推計して求

第6章 国内総生産（支出側）の推計

める。

建物分は『建築物着工統計』の建築主用途別表より建築主が個人の項の該当する産業を進捗転換することにより求める。

(ウ) それ以外の産業

『建築物着工統計』により該当する産業の個人産業用工事費予定額を進捗転換することにより推計する。

(ii) 供給側推計値

供給側推計で得た総固定資本形成を使用する。

※四半期別 GDP 速報 (QE) の推計方法 I.供給側の推計方法 参照

(iii) 統合方法

需要側推計値と供給側推計値をそれぞれの推計精度（標準誤差率）に基づくウェイトで加重平均する。

※四半期別 GDP 速報 (QE) の推計方法 II.需要項目別名目値の推計方法参照

ii 共通推計項目

(i) 対家計民間非営利団体設備投資（ソフトウェア分除く）

確報では『民間非営利実態調査』等から推計する。

(ii) ソフトウェア

上述の無形固定資産を参照のこと。

(b) 公的企業設備

i. 有形固定資産

有形固定資産については中央、地方それぞれ以下の通り推計したのから別途推計する無形固定資産のうちプラントエンジニアリング相当分を控除する。

中央の公的企業については、各機関の貸借対照表上の有形固定資産から土地と立木を控除したものの前年度末と当年度末との差額を算出し、これに損益計算書上の減価償却費・固定資産除却損等を加え、消費税額を控除することにより年度計数を推計する。

地方の公的企業については、『地方財政統計年報』の資本的支出のうちの建設改良費を求め、これから用地費及び消費税額を控除することにより年度計数を推計する。

四半期分割は、『建設総合統計年度報』の発注者別、工事種別工事費における該当項目の出来高ベース工事費の四半期パターンによって行う。

ii. 無形固定資産

無形固定資産については、コモ法により求めた一国全体の無形固定資本形成額（暦年計数）を、受注型ソフトウェア及びパッケージ型ソフトウェアについては『特定サービス産業動態統計調査』における月次売上高を用いることで四半期分割し、自社開発ソフトウェアについてはリスマン・サンデー法により四半期分割する。プラントエンジニアリング相当分については有形固定資産と同様の手法により四半期分割し、年度計数及び四半期計数を推計する。

次に産業連関表の固定資本マトリックスにより求めた比率により、公的分と民間分に按分する。

さらに、公的部門内で、ソフトウェア相当分については各制度部門の中間消費の割合、またプラントエンジニアリング相当分については各制度部門の有形固定資産の割合により按分し、消費税額を控除する。

(c) 一般政府

i. 年度計数の推計

中央政府及び社会保障基金については、決算書の「施設整備費」等の投資関係の目を集計したものから用地費を控除することにより推計する。なお、民間転用可能な防衛省、自衛隊の施設等について固定資本形成として扱う。

地方政府の場合は『地方財政統計年報』の普通建設事業費、災害復旧事業費等及び下水道事業の建設改良費などを集計し、用地費を控除する。（第4章「1. 一般政府及び政府サービス生産者関連項目の推計」を参照）

無形固定資産のうち鉱物探査相当分については決算書により推計する。その他の無形固定資産については（b）公的企業設備と同様である。

ii. 四半期計数の推計

『建設総合統計年度報』の発注者別、工事種類別工事費における一般政府に該当する部門の出来高ベース工事費の四半期パターンによって四半期分割を行う。

4. 在庫品増加

在庫品増加は、コモ法による推計値をもとに推計する。93SNA から、1度だけ生産物を産出する育成資産（立木、肉畜等）の自然成長分を仕掛品の在庫品増加として計上することとなった。

(1) 民間在庫品増加

第6章 国内総生産（支出側）の推計

民間在庫品増加額は、コモ法により推計したグロスのコモ値から、公的企業及び一般政府の在庫品増加額、消費税控除額（第2章参照）を差し引き、残差として求める。

なお、コモ値における育成資産の仕掛品在庫額は、実現在庫法（RIM）により算出する（第2章参照）。

a. 四半期計数

※四半期別 GDP 速報（QE）の推計方法 I. 供給側推計の方法参照

b. 部門別計数

法人企業・個人企業、及び個人企業の内訳である農林水産・非農林水産といった部門別の計数は、民間在庫品増加額を、人的推計による在庫品の部門別比率を基準に分割する。

なお、金融機関及び対家計民間非営利団体は在庫を持たないものとみなす。

c. 在庫残高デフレーター

在庫のデフレーターとしては、残高デフレーターが表章されている²²。

民間在庫品増加の残高デフレーターは、下記の手順によりインプリシットに算出する。まず、『季報』や『個人企業経済調査』等から推計した基準年末の名目在庫残高をベンチマークとし、名目在庫品増加（フロー）及び民間在庫品評価調整額を累計することで各期の名目在庫残高を算出する。次に、基準年末の名目在庫残高＝実質在庫残高とにおいて、これをベンチマークに実質在庫品増加（フロー）を累計し各期の実質在庫残高を算出する。以上の手順で算出した名目在庫残高を実質在庫残高で除して在庫残高デフレーターを算出する。

なお、在庫残高デフレーターは立木等を除いた在庫品残高により算出する。

(2) 公的在庫品増加

a. 分類

公的在庫品増加は在庫を保有する政府諸機関の部門分類により、公的企業分と一般政府分に分けて表章する。

b. 在庫の推計方法

食料安定供給特別会計（米管理勘定等は一般政府、麦管理勘定等は公的企業）、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（公的企業）など在庫の存在が想定される機関の貸借対照表上の当期末在庫残高と前期末在庫残高の差額をとり、これに消費税額控除、在庫

²² 在庫品増加の名目値と実質値からフローベースのデフレーターを計算することも可能である。しかし、在庫品増加は変動が激しく、負値を取ることもあるため、残高デフレーターを表章することとしている。

品評価調整を行って名目値を推計する。

実質値の推計方法は、数量が把握できる機関、品目については基準年の数量、価格より算出した基準単価に数量を乗じて実質残高を求め、数量が把握できない機関、品目については期末CGPIを残高デフレーターとして、名目残高より実質残高を求める。さらに当期末在庫残高と前期末在庫残高の差額を実質在庫品増加とする。

四半期分割は、四半期毎の在庫残高を調査している機関については調査値を用いているが、調査を行っていない機関については四半期で等分する。

5 . 財貨・サービスの輸出入

『国際収支統計』の項目を一部SNAの概念に組み替えて推計する（詳細は第5章参照）。